

SHINWA NEWS

[不動産登記] 会社設立の日 休日も可能に

令和8年3月
(No. 28)

令和8年2月2日より商業登記規則等の一部が改正され、会社設立の日を土日・祝日・年末年始も指定することができるようになりました。今回は、この概要についてご紹介いたします。

[1] 背景

株式会社や合同会社等は、設立の登記をすることによって成立し、「設立の登記の申請が法務局に受付された日」が「会社設立の日」とされてきました。そのため、行政機関の休日は法務局が閉庁しており登記の申請が受付されず、会社設立の日は平日に限られていました。

しかし、「設立当初から事業年度の開始日を4月1日にするために、行政機関の休日であっても会社設立の日とすることができるようにしてほしい」等の要望が多数ありました。そのような要望を受け、このたび設立の登記の申請の特例が設けられ、土日・祝日・年末年始も会社設立の日として指定することができるようになりました。

[2] 設立の登記の申請の特例の要件

1. 登記申請書に特例を利用することを記載すること

この特例は、設立の登記の申請書に「この特例を利用する旨」及び「希望する会社設立の日」を記載して申請する必要があります。

2. 希望する会社設立の日が行政機関の休日であること

行政機関の休日とは、「土曜日、日曜日」「国民の祝日に関する法律に規定する休日」「年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）」を指します。

これらの休日を会社設立の日とするための特例ですので、例えば平日である3月2日（月）を設立の日としたい場合は、この特例を用いて登記申請をすることはできません。従来通り3月2日（月）に登記申請をする必要があります。

3. 休日の直前の開庁日に申請すること

希望する会社設立の日の直前の法務局の開庁日の日付で登記申請の受付がされなければなりません。日曜日を会社設立の日としたい場合は、直前の開庁日が平日である金曜日になるため、金曜日の法務局の開庁時間内に登記申請をする必要があります。

《希望設立の日ごとの申請日》

（例1）3月7日（土）、3月8日（日）のいずれかの日の設立

⇒3月6日（金）にこの特例を利用して申請

（例2）3月20日（祝日）、3月21日（土）、3月22日（日）のいずれかの日の設立

⇒3月19日（木）にこの特例を利用して申請

(例3) 12月29日(火)～1月3日(日)のいずれかの日の設立
⇒12月28日(月・法務局仕事納め)にこの特例を利用して申請

[3] 一般社団法人等にも適用があるのか

会社以外の法人である一般社団法人、一般財団法人等の設立の登記にも適用があります。

[4] 新設合併、新設分割、株式移転による設立

新設合併、新設分割、株式移転による設立の登記にも適用があります。

新設型組織再編において、4月1日や10月1日が土日に当たるときであっても、その日を新設合併等の効力発生日としてスケジュールを組むことができるようになりました。

[5] 注意点

・バックデートはできません

希望する会社設立の日の「直前」に特例を利用して登記申請をすることが要件となります。4月30日(木)に登記申請し、過去の日付である4月29日(祝日)を会社設立の日とするような指定はできません。

・登記申請の添付書面

出資金の払込証明書等の登記に添付する書面は、この特例を利用して登記を申請する日(直前の平日)までに準備しておく必要があります。

・申請方法

登記の申請は、管轄の法務局の窓口を持参する方法のほか、オンラインや郵便で申請することも可能です。ただし、郵便で申請する場合は、登記申請書が法務局に配達された日に受付がされます。郵便事情によっては、想定より遅く到着する可能性もあるので注意が必要です。

土日に郵便が法務局に届いた場合は、翌平日に登記の受付がされますので、この特例は利用できません。

これまでは、「縁起のいい日に設立したい」「思い入れのある日に設立したい」という場合でも、その日が休日に当たる場合は、会社設立の日とすることができませんでした。この特例ができたことにより、365日いつでも会社設立の日とすることが可能になりました。

これから会社を設立される際、希望する会社設立の日が休日に当たる場合には、この特例をぜひご活用ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。